

Actus Newsletter

平成26年分所得税確定申告のポイント



■ 平成26年分の所得税確定申告に関する主な改正項目

平成26年分の確定申告より適用される改正事項のうち、留意すべき主な事項は以下の通りです。

主な改正項目	概要
上場株式等の 軽減税率 廃止	10.147%から 20.315% へ税率上昇(下記参照)
少額投資非課税制度(NISA)創設	非課税口座 内の配当及び譲渡所得の非課税措置(下記参照)
国外財産調書 制度創設	不提出等に対する 罰則 が開始(下記参照)
「生活に通常必要でない資産」 の範囲拡大	ゴルフ会員権等の 譲渡損 が損益通算 不可 へ(26.3月までの譲渡分は可能)
住宅ローン控除 対象範囲拡充、延長等	耐震改修 、バリアフリー改修、特定省エネ改修等
事業所得等を有する者の 帳簿書類の備付 等	事業や不動産貸付等を行う全ての白色申告者に 記帳義務・記録保存義務
ストックオプション課税 の適正化	非適格SOについて 権利行使前 の発行者への譲渡を給与所得等へ区分変更

■ 上場株式等の軽減税率廃止・少額投資非課税制度(NISA)の創設

上場株式等の配当等及び譲渡所得等については、所得税及び復興特別所得税7.147%、住民税3%の軽減税率が適用されていましたが、**平成25年12月31日をもって廃止**され、平成26年1月1日より所得税及び復興特別所得税15.315%、住民税5%の税率となっております。

また、20歳以上の居住者等を対象として、平成26年から平成35年までの間に、**年間100万円**を上限として非課税口座で取得した上場株式等の配当等及び譲渡所得等が非課税となる**少額投資非課税制度(NISA)**が**創設**されております。なお、平成27年度の税制改正では、非課税限度額の120万円への引き上げや、20歳未満を対象にしたジュニアNISAが検討されています(どちらも平成28年分より)。

■ 国外財産調書制度

国外財産を保有する方がその保有する国外財産について申告をする仕組みとして「国外財産調書制度」が創設され、平成26年1月から施行されています。平成27年1月1日以後に**提出すべき**国外財産調書については、「**故意の国外財産調書の不提出等に対する罰則**」が適用されることとなりました。

◇概要

提出義務者	国外財産調書の記載事項	提出期限
その年の12月31日に、 5,000万円を超える 国外に所在する財産(国外財産)を有する居住者	・国外財産の種類、数量、価額 ・その他必要な事項	翌年3月15日

◇国外財産調書の提出等の有無による特例及び罰則

提出等の有無	特例内容
期限内提出の国外財産調書に記載された財産に係る所得等が申告漏れ等の場合	過少申告加算税等から増差税額の5%を控除
国外財産調書の不提出又は申告漏れ等に係る財産の記載がない場合	過少申告加算税等に増差税額の5%を加算
国外財産調書に偽りの記載をして提出した場合又は 正当な理由なく提出期限内に提出しなかった場合	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

Q. 所得税の確定申告書を作成しようと思いますが、間違いが起きやすい項目を教えてください。

A 間違いやすい項目、注意すべき主な項目は以下の通りです。

項目	内容
満期保険金の申告もれ	満期保険金を一度に受領した場合、原則として一時所得に該当
国外所得の申告もれ	居住者は、海外預金口座の利息など国外所得も申告対象
副収入の申告もれ	インターネットによるサイドビジネス等による所得も申告対象
医療費控除の誤り	出産育児一時金、入院給付金などで補てんされる金額は支払った医療費から差し引く
寡婦、寡夫控除の適用もれ	寡婦、寡夫該当者は一定の控除額あり
振替納税の手続き失念	引越しにより所轄税務署が変更になった場合、振替納税変更手続き必要

Q. NISA 口座を開設しましたが、確定申告のポイントなどを教えてください。

A NISA 口座開設者の確定申告等では、次の3点がポイントになります。

1. 確定申告は不要 : NISA 口座での配当金、譲渡益等は**非課税**となります。**確定申告は不要**です。
なお、NISA 口座内の株式の**譲渡損もないものとみなされます**。
2. 損益通算について: 他の口座(特定口座・一般口座)との損益通算はできません。
3. 株式移動について: NISA 口座は、「**新規投資のみ**が対象」です。現在持っている上場株式等を NISA 口座に移すことはできません。

Q. 今年以降新たに適用される改正事項や改正が予定されている項目にはどのようなものがありますか。

A ここ数年、消費税の引き上げや復興特別所得税による低所得者への負担増を配慮し、富裕層に対する課税が強化されてきており、主な項目としては以下の通りです。

項目	内容	適用時期
最高税率の見直し	課税所得 4,000 万円超について 45%(改正前「40%」)の税率を新たに設定	平成 27 年分より
給与所得控除の上限額の引き下げ	平成 28 年度については給与収入 1,200 万超の場合 230 万へ 平成 29 年以後は、給与収入 1,000 万円超の場合 220 万へ (改正前「給与収入 1,500 万超の方で 245 万」)	平成 28 年分より
金融所得課税の一本化の観点からの見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・特定公社債等の利子(改正前「源泉分離課税」) ・特定公社債等の譲渡所得(改正前「非課税」) ・一般公社債等の譲渡所得(改正前「非課税」) } 申告分離課税へ ・特定公社債等の利子と譲渡所得は、上場株式等との損益通算可能へ ・同族会社の社債利子・償還金で役員等が支払を受けるものは総合課税へ ・上場株式等と非上場株式等に係る譲渡所得を別々の分離課税制度に	平成 28 年 1 月 1 日以後分
出国時における譲渡所得課税の特例の創設(予定)	高額資産家が保有している株式等を出国時に譲渡した者とみなして、譲渡所得課税を行う。 ※高額資産家とは、出国時の保有株式等の評価額 1 億円以上の者で、出国直近の 10 年間に於いて 5 年超居住者である者	平成 27 年 7 月 1 日以後に国外転出をする場合



アクタス税理士法人

アクタスマネジメントサービス㈱

【 URL 】 <http://www.actus.co.jp>

【 MAIL 】 info@actus.co.jp

【赤坂】 〒107-0052 東京都港区赤坂3-2-12 赤坂NOAビル6F 【立川】 〒190-0012 東京都立川市曙町2-34-13 オリニック第3ビル5F

TEL : 03-3224-8888 FAX : 03-5575-3331

TEL : 042-548-8001 FAX : 042-548-8002

【荒川】 〒116-0002 東京都荒川区荒川3-21-2-105

【大阪】 〒550-0002 大阪市西区江戸堀1-9-1 肥後橋センタービル7F

TEL : 03-3802-8101 FAX : 03-3805-2070

TEL : 06-6449-8682 FAX : 06-6449-8683